

区職員による生活保護費横領事件にかかる再発防止策について

＝北 区＝

区は、平成30年3月に発覚した元区職員2名による生活保護費横領事件の原因究明と再発防止策の構築のため、本年7月1日に、区職員と外部有識者で構成する「東京都北区生活保護費横領再発防止検討委員会（以下「検討委員会」という。）」を設置し、このたび、区が取り組む再発防止策について、5つの観点から20項目を取りまとめ、検討委員会の検討結果報告書と一体のものとして策定しました。

なお、区は、再発防止策を迅速かつ確実に実施するとともに、効果を検証しながら、随時見直しを行い、その取り組みと結果については、適宜、報告を行ってまいります。

1 経緯

検討委員会は、7月9日、27日、8月20日の計3回開催し、7月4日詐欺の容疑で逮捕された元区職員の犯罪手口等から明らかになっている事実関係をもとにして、北区福祉事務所の生活保護行政にかかる実務全般の問題点・課題を検証し、外部委員を中心とした委員からの指摘等を踏まえ、組織運営全般についての改善策について、再発防止策を取りまとめました。

2 再発防止策の概要

再発防止策は、以下の「5つの観点」と「実施時期の区分」に応じて、20項目としています。

【5つの観点】

- ①生活保護費の支給と会計処理の改善
- ②事務懈怠防止と不正防止の取り組み
- ③業務管理の見直し
- ④人事管理の見直し
- ⑤職員と管理監督者の資質向上

【実施時期の区分】

- A：直ちに実施【4項目】
- B：今後速やかに実施（概ね平成30年度内に取り組むもの）【9項目】
- C：準備が整い次第実施（平成31年度中を目途に取り組むもの）【5項目】
- D：課題整理のうえ実施【2項目】

※再発防止策（全文）はホームページに掲載しています。

以下に、実施時期がA・Bのものから主な再発防止策(●)についてお示しいたします。

【内容】

①生活保護費の支給と会計処理の改善

●ケースワーカー払いの運用を廃止する。(A)

- ・生活保護費の窓口払いの対象者を減らし、ケースワーカーが現金を取り扱うことがないようにするため、「ケースワーカー払い」の運用を廃止し、「本人口座払い」や「送金払い」に切り替えることを基本とする。

②事務懈怠防止と不正防止の取組み

●ケースワーカーの担当替えを徹底する。(B)

- ・生活保護受給者との緊張感を持ったケースワークを行うためにも、ケースワーカーが担当する生活保護受給者は2～3年ごとに例外なく変更する。

③業務管理の見直し

●ケースワーカーや査察指導員の業務履行確認の仕組みを構築する。(B)

- ・「査察指導台帳」の書式や保存場所を福祉事務所内で統一し、課長、他の査察指導員、保護給付係職員などが査察指導員やケースワーカーの業務の進捗状況を、複数の目で、的確にチェックできるようにする。
- ・査察指導員は、ケースワーカーが作成する「ケース記録」の定期的なチェックを徹底する。

④人事管理の見直し

●査察指導員には専門性を重視した配置を行う。(A)

- ・福祉事務所の査察指導員は、福祉専門職などの専門性の高い職員を含め、他課等で職員の人事管理を経験したケースワーカー経験のある係長級職員を配置する。

⑤職員と管理監督者の資質向上

●公務員倫理や生活保護の研修を継続実施する。(A)

- ・事務処理の懈怠や不正を発生させないためにも、公務員倫理や規範意識の醸成、保護費支給や現金取扱いを含めた生活保護の実務知識、書類の整理整頓にかかるファイリング処理の方法などを習得するための研修を継続的に実施する。

3 再発防止策の取組み

区は、再発防止策を継続的かつ着実に実施するとともに、効果を検証しながら、随時、再発防止策の見直しも行ってまいります。あわせて、再発防止策の取組みと結果については、区民の皆さまをはじめ、区議会、区監査委員、検討委員会への外部委員に対して、適宜、報告を行ってまいります。

区長コメント

生活保護という区民の生命にかかわる職務を担っている職員が、同僚職員を欺いて生活保護費を不正に支出させ、それを着服するという、絶対にあってはならない不祥事を起こしたことにつきまして、改めて区民の皆さま並びに関係各位に心から深くお詫び申し上げます。

私は、二度と同様の事件を発生させないという強い意志と信念に基づき、報告書に掲げた再発防止策に速やかに取り組み、継続的かつ着実に実施するとともに、その効果の検証と随時の見直しを行い、生活保護行政そして区政に対する区民の皆さまの信頼と信用の回復に向け、全力で取り組んでまいります。

平成30年9月14日 北区長 花川 與惣太

【問い合わせ先】

健康福祉部生活福祉課 TEL 03-3908-1141

* 午後7時00分まで待機しています。

* 上記以降は、生活福祉課長・濱崎 TEL 090-3094-2901